



ニュースリリース 平成 24年 8月 30日

「常陽アジア送金サービス」の取扱開始について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、お客さまの海外進出支援態勢を強化するため、シンガポール駐在員事務所の開設にあわせて、新たにアジア諸国 7 カ国の通貨での外国向け送金サービスを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は今後とも、お客さまの海外進出にかかるニーズに積極的にお応えするため、さまざまな取り組みを展開してまいります。

記

1. 取扱業務の概要

取扱開始日	9月7日(金)
名 称	常陽アジア送金サービス
取 扱 通 貨	韓国ウォン (KRW)、台湾ドル(TWD)、ベトナムドン (VND)、マレーシアリンギット (MYR)、フィリピンペソ (PHP)、インドネシアルピア (IDR)、インドルピー (INR) の 7 通貨
ご利用できる方	法人のお客さま (個人、個人事業主のお客さまは、対象外となります)

(注) アジア諸国では、通貨や送金に関してさまざまな規制が存在するため、送金ができない場合がございます。本サービスのご利用に際しては、事前に当行にお問合せください。

なお、現在取り扱いしております 4 カ国の通貨(タイバーツ・香港ドル・シンガポールドル・中国人民元)での外国送金も引き続きご利用いただけます。

以 上